

改正取適法及び改正振興法に係るQ & A集

●本Q & A集の取扱いについて

- ・本Q & A集は、説明会にご参加いただいた皆様の今後のご参考のために作成したものです。そのため、組織外の方に提供等を行うことはお控えいただけると幸いです。特に下記の間合せ先については、情報のお取り扱いにご留意ください。
- ・本Q & A集の内容は、令和7年10月31日時点の内容です。
- ・本Q & A集における質問のカテゴリズ（〇〇局関係）は、ご質問していただいた方が選択いただいた担当部局名で行っております。
- ・皆様にご提出していただいた質問のうち、個別具体性が特に高い質問については、本Q & A集には記載しておりませんので、個別に下記の間合せ先にお問い合わせいただければ幸いです。
- ・本Q & A集に関するお問い合わせは、各質問文の中に回答省庁（国土交通省の場合は課室名まで）が記載されておりますので、そちらを参照いただき下記の間合せ先にお問い合わせいただければ幸いです。

●本Q & A集に関する問合せ先

【公正取引委員会（改正取適法全般に係るお問い合わせ）】

公正取引委員会 事務総局 経済取引局取引部 企業取引課
直通：03-3581-3373

【中小企業庁（改正振興法全般に係るお問い合わせ）】

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 取引課
直通：03-3501-1669

【国土交通省（各業種における個別具体性が高い事項に係るお問い合わせ）】

<不動産・建設経済局>

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課
直通：03-5253-8277

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課
直通：03-5253-8282

<住宅局>

国土交通省 住宅局 建築指導課
直通：03-5253-8513

<鉄道局>

国土交通省 鉄道局 総務課企画室
直通：03-5253-8542

<物流・自動車局>

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課

直通：03-5253-8575（トラック関係）

直通：03-5253-8297（倉庫関係、貨物利用運送関係）

<海事局>

国土交通省 海事局 総務課企画室

直通：03-5253-8605

<港湾局>

国土交通省 港湾局 港湾経済課

直通：03-5253-8629

国土交通省 港湾局 技術企画課

直通：03-5253-8676

<航空局>

国土交通省 航空局 総務課

直通：03-5253-8695

<観光庁>

国土交通省 観光庁 参事官（旅行振興）

直通：03-5253-8329

●本Q & A集の構成

P. 3～P. 7..... 不動産・建設経済局関係についての質問

P. 7～P. 8..... 住宅局関係についての質問

P. 9..... 鉄道局関係についての質問

P. 10～P. 13..... 物流・自動車局関係についての質問

P. 13～P. 16..... 海事局関係についての質問

P. 16～P. 18..... 港湾局関係についての質問

P. 19..... 航空局関係についての質問

P. 19～P. 22..... 観光庁関係についての質問

<不動産・建設経済局関係について>

質問1 建設業の取引において、今回の下請法の改正により留意する点（ケース）をご教示下さい。
(回答省庁：国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課)

(回答)

- 建設業者が請け負う建設工事については、従前から下請法の適用がないこととされており、今回の下請法の改正後も「建設業法令遵守ガイドライン（第11版）」等を参考に、現行の建設業法等の規定を遵守していただければと思います。下請法改正に伴い取り扱いが変更となることはありません。

質問2 取適法において、振込手数料を下請け業者に負担させることが違法になると聞いていますが、建設業法においても同様の取り扱いとなりますでしょうか。

(回答省庁：国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課)

(回答)

- 建設業法における振込手数料の取扱いについて回答いたしますと、請負代金の支払に関して発生する諸費用（下請代金の振り込み手数料等）を受発注者間で合意がないままに請負代金の支払時に差引く行為は、（不当に低い請負代金を強いることを禁止している）建設業法第19条の3に違反するおそれがあるほか、（請負契約に関し不誠実な行為をしたと判断される場合には）同法第28条第1項第2号に該当し指示対象となるおそれがあります。

質問3 公共工事に関する測量や設計などの委託業務を受託する場合、今回の法改正に伴って、特に留意すべき事項をご教示下さい。

(回答省庁：国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課)

(回答)

- 測量業の関係では、情報成果物作成委託や、役務提供委託で、資本金区分や従業員基準に該当するものであれば、適用対象となります。これには、主たる業務はもちろん、図面作成、データ整理など軽微な業務の委託・受託に関してもそれぞれが適用対象となります。
- 説明にもありましたが、委託事業者の立場である場合は、中小受託事業者より価格協議を求められれば協議に応じる必要があり、一方的に代金を決定して中小受託事業者の利益を不当に害してはなりません。中小受託事業者の立場である場合は、適切な価格転嫁のため必要な場合は、委託事業者に対して価格協議を求めるなどの対応も行っていただければと思います。
- 本年5月に全国の測量業者団体向けに発出した「価格転嫁・取引適正化に関する今後の取組について（要請）」についてもご確認いただければと存じます。

質問4 説明会資料において、「建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は取適法の対象とはなりません。」との記載がありましたが、用語の見直し等、何か適用される項目等がありますでしょうか。

(回答省庁：国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課)

(回答)

- 建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事については、今回の取適法改正に関わらず、従前どおり同法の適用はありません。

質問5 下請振興法は用語の変更や主務大臣の勸奨規程などが改正点となっています。我々事業者の日常の実務において直接的に注意すべき事項はありますでしょうか。

(回答省庁：国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課)

(回答)

- 下請中小企業振興法は、下請中小企業を育成・振興する支援法としての性格を有する法律であり、広く下請振興を図る観点から、全ての取引が対象となっています。そのため、建設工事の請負契約の元請・下請間だけでなく、建設工事に関係する資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等との取引においても、振興基準に示す事項の配慮が求められます。

質問6 発注業者側から支払期日を定める義務に関して、「受領した日から起算して60日以内の出来る限り短い期間内で支払期日を定める」とございますが、こちらの「受領した日」について、受注先より成果物を納品後、内容チェック(検収)し、問題が無ければ受注先より受渡書をいただいて完了としているところ、この場合、受領した日はどのタイミングになりますでしょうか。

(回答省庁：国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課課)

(回答)

- 中小受託取引適正化法の第3条第1項に記載があります。「委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日(役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日。以下同じ。)から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。」とあることから、検収完了日ではなく、給付を受領した日を基準として、その日から60日以内に下請代金を支払わなければならないということになります。また、「下請取引適正化推進講習会テキスト」の45頁「●受領日の考え方」に情報成果物の受領日の記載があります。テキストは公正取引委員会ホームページからダウンロードできます。

質問7 ゼネコンやサブコンから受注を頂き、1次下請けとして従事している現場ウレタン発泡吹付工事会社（熱絶縁事業）です。本改正を受け、変更該当する事は何かありますでしょうか。（回答省庁：国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課）

（回答）

- 熱絶縁工事業等、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事については、今回の取適法改正に関わらず、従前どおり同法の適用はありません。

質問8 現行の「下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則」と「下請代金支払遅延等防止法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則」の改正案はいつ公表されますでしょうか。

また、これらについて、形式的変更（用語の変更や条番号の整理等）ではなく内容面での変更（例えば書面記載事項の追加等）は予定されていますでしょうか。

（回答省庁：公正取引委員会）

（回答）

- 3条規則、5条規則は、運用基準と共にパブリックコメントを募集し、結果を10月1日に報道発表しています。
- 内容は報道発表資料のとおりとなっております。必要記載事項は現行下請法とほとんど変更ございませんが、手形払が禁止されるため、下請代金の支払につき手形を交付する場合に関する規定が削除され、新たに、未定事項がある場合に関する規定が追加となっております。

質問9 建設業において、現場で必要都度ごとに外注する交通誘導員や警備員の発注委託契約や、測量機器のリース契約は今回の下請法の改正において対象となりますでしょうか。（回答省庁：公正取引委員会）

（回答）

- 交通誘導員や警備員の委託、測量機器のリース契約は、自社向けの役務であれば現行下請法、取適法共に対象外となりますが、他者向けの役務（＝再委託）となる場合は、現行下請法、取適法共に対象となります。

質問 10 特定運送委託は、①販売②製造請負③物品の修正④情報成果物の作成請負の4つの類型に対する運送委託が対象との認識ですが、元請として受注している建設工事において、工事現場で発生した土砂を運搬する委託、産業廃棄物を処分場へ運ぶ際の産廃運搬委託、賃貸借契約で借りている仮設資材・建設機械などのレンタル品やリース品をレンタル会社に返却する際の運搬（わざわざ返却に係る運送委託契約などを賃貸借契約以外で結んでいない状態）は、取適法上の特定運送委託の対象となるのでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

- 工事現場で発生した土砂、産廃、仮設資材・建設機械などのレンタル品やリース品は、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品のいずれにも該当しないため、特定運送委託に該当しないと考えられます。

質問 11 元請会社が下請会社や材料業者に生コンや鉄筋等の材料を発注し、納品場所を元請現場や元請が指定する鉄筋の加工場とする場合、納品場所への運搬について、元請と下請会社等との間の取引は取適法上の対象にはならず、下請会社等と運送会社の関係においては特定運送委託に該当するということでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

- 元請会社が下請会社や材料業者に規格品・既製品を発注する取引は取適法の対象になりません。当該規格品・既製品は、「事業者が業として行う販売の目的物」に該当しますので、下請会社が元請会社の指定した納品場所への運送を他の事業者に委託することは、特定運送委託に該当すると考えられます。

質問 12 建設工事は取適法の対象外となりますが、鉄筋、鉄骨等、規格に基づく標準的な材料を仕入れる場合における取引も規格（カタログ）品の売買取引に該当するため取適法の対象外となりますでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

- 建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は、取適法においても対象外となります。標準的（規格品・既製品など）材料の仕入れについても、取適法の対象外となります。

質問 13 特定運送委託について、弊社は情報成果委託業務にあたる会社ですが、発注者へ成果物を発送する際に物流会社（宅配業者など）へ頼む際も特定運送委託の範囲に含まれるのでしょうか。

また、反復でない・大量でない単発の宅配について、宅配業者と都度注文書等の契約を取り交わすのは難しいように感じるどころ、配送伝票が代わりになる等、何か基準等はあるのでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

○ 発注者へ成果物を発送する取引は、御社と宅配業者との間で資本金基準・従業員基準を満たす場合は特定運送委託の類型4に該当すると考えられます。発注に当たっては、必要記載事項を全て記載した書面又は電磁的方法の明示が必要となりますが、配送伝票のみでは必要記載事項が全て網羅できない場合は、不足する必要記載事項を書面又は電磁的方法で明示する必要があります。

質問 14 建設業において、実務上、特定運送委託が下請法の対象取引となるケースはありますか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

○ 物品の販売を行っている事業者が、その物品の販売先への運送を委託する場合特定運送委託に該当します。建設業において特定運送委託に該当するかどうかは個別に判断することになります。

質問 15 下請法では、「建設工事に係る下請負（建設工事の再委託）」は適用されないとのことでしたが、改正後はどのようになりますでしょうか。

(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

○ 改正後も建設工事は適用されません。

<住宅局関係について>

質問 16 設計業務における協力事務所との契約についての参考例をご教示ください。

(回答省庁：国土交通省 住宅局 建築指導課)

(回答)

○ 設計業務の一部を他の建築士事務所に再委託する場合（例えば構造設計のみ他事務所に再委託する場合など。）が例として考えられます。（設計業務については、取適法の適用対象取引のうち情報成果物作成委託（プログラムを除く）に該当します。）当該契約が中小受託取引適正化法の適用対象である規模要件に該当する場合は、取適法の適用対象になり得ます。

質問 17 取適法の業務類型のうち製造委託について、対象が有体物（不動産も含む）に拡大された旨の説明がございましたが、建売住宅や建物の建築等も対象と思料されるため、有体物（特に不動産）の取適法の適用関係の詳細をご教示下さい。

（回答省庁：公正取引委員会）

（回答）

- 建売事業者が建物を構成する資材・部材の製造を委託する取引が取適法の製造委託に該当する可能性があります。製造委託に該当するかについては、個別の事案ごとに判断されますが、事業者が、業として行う販売の目的物たる建物の部品又は原材料である建築資材の製造を他の事業者に委託することは、製造委託に該当することになります。なお、今般の運用基準の変更は、解釈の明確化を図ったものです。

質問 18 個人事業主の対応について、フリーランス法と合せてご教示下さい。

（回答省庁：公正取引委員会）

（回答）

- 受注者が個人事業主の場合は、フリーランス法と取適法が共に適用されますが、フリーランス法と取適法のいずれにも違反する行為については、原則としてフリーランス法が優先して適用されるため、フリーランス法第8条に基づく勧告の対象となった行為について、重ねて取適法第10条に基づき勧告することはありません。

なお、フリーランス法に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

<問い合わせ先>

公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 取引企画課
フリーランス取引適正化室 電話：03-3581-5479（直通）

質問 19 相手先の事業者の従業員数が期中に基準を下回った際の対象取引の考え方について、相手先から通知を受けた後の取引からとなるのか、基準を下回った時点以降の取引からとなるのかをご教示ください。

（回答省庁：公正取引委員会）

（回答）

- 発注時点での従業員数が基準です。従業員数を確認する頻度ですが、この程度なら法律上問題にならないというものをお示しはできませんが、従業員数が基準の境界線にある場合も考えられますので、発注者において適宜確認していただくようお願いします。

質問 20 下請という用語を変更するとの話ですが、いまだに「下請」という単語の方が通りが良い（広く把握されている）場合があります。下請という言葉を使用する事に問題はありますか。

（回答省庁：公正取引委員会）

（回答）

- 下請法では、親事業者に対する義務・禁止行為が設けられていますが、言葉使いにまで縛りはありません。（取適法も同様）

<鉄道局関係について>

質問 21 価格の年間契約をしているものについて、基本的には、契約内容に準じた対応となるかと思いますが、契約期間内に価格の見直しが必要となった場合の価格への転嫁は難航し、据え置きとなるケースがあり、中には赤字販売となるケースもございますところ、あくまでも年間契約が優先されるのでしょうか。購入側、販売側それぞれの対応をご教示下さい。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

- 契約期間内であっても価格見直しは行う必要があると考えます。協議に応じない一方的な代金決定の禁止は、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することを禁止するものであり、その該当性は実質的な協議が行われているか否かにより判断されます。
- 最終的な製造委託等代金の額は委託事業者と中小受託事業者との協議により定められるものですが、中小受託事業者からの要請額を受け入れられない場合には、その理由や考え方の根拠を十分に説明することが必要となります。

質問 22 従業員数は、日々変化していくものを考えておりますが、どの程度の頻度で中小受託事業者を確認するのが良いのでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

- 発注時点での従業員数が基準です。

質問 23 中小受託事業者に部品の製造委託をしているメーカーです。期間内に取適法における中小受託事業者の基準に影響するような変化があれば期中でも見直すことを前提としたうえで、ある決まった日付（例：4月1日、あるいは中小受託事業者の決算日）における従業員数を中小受託事業者に回答頂いて、以降1年間の支払い条件を決定するという方法は認められるのでしょうか。(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

- 適宜見直す前提であれば、1年間の支払条件を決定する行為が違反となるものではありません。1年間の支払条件の書面に「従業員基準によって適宜見直すことがあります」旨を記載していただければと思います。

質問 24 中小受託事業者に部品の製造委託をしているメーカーです。従業員数の定義について、労働基準法第20条・第21条に規定されている、2か月以内の期間従業員や4か月以内の季節従業員は、“常時使用する従業員”としてカウントするのでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

- 労働基準法において作成が義務付けられている賃金台帳に記載されている労働者の数によって、従業員数を算定することになります。正社員、契約社員・委嘱職員、パートタイマー・アルバイト、1か月を超えた日雇い労働者、といった方々が対象となります。

<物流・自動車局関係について>

質問 25 委託事業者が作成すべき書類は、いわゆる下請法第3条書面（取適法第4条書面）のことでしょうか。第3条書面と改正貨物自動車運送事業法の第12条書面（運送申込書/引受書）や第24条書面（運送申込書）は、一つの書面として併用することは可能でしょうか。

また、下請法第3条書面及び改正貨物第12条書面の併用が可能である場合には、委託事業者は取引完了後2年間の保存義務がかかり、下請法の保存義務が優先されるという認識でよろしいでしょうか。下請法第3条書面と改正貨物自動車運送事業法の書面義務の整理についてご教示下さい。

（回答省庁：国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課）

（回答）

- 取適法と貨物自動車運送事業法における書面交付義務は、両法に基づく法定事項が記載されている限りにおいて、1通の書面で併用することが可能です。
- 取適法と貨物自動車運送事業法の両方が適用される取引内容に関する1通の書面の保存義務につきましては、貨物自動車運送事業法に基づき、1年間の保存義務がかかる一方で、取適法の規定に基づき、2年間の保存義務がかかります。

質問 26 「協議に応じない一方的な代金決定」が禁止事項に追加されたことについて、協力会社から運賃引き上げ要請があった場合、元請トラック事業者は、価格協議に応じる義務を負うことになると思いますが、協力会社から引き上げ要請がない場合は、協議を一切行わなくてよいのでしょうか。また、元請トラック事業者から自発的に働きかける義務はないのでしょうか。

（回答省庁：公正取引委員会）

（回答）

- 協議に応じない一方的な代金決定の禁止において、中小受託事業者から「協議を求めた」ことが要件となるのは、協議に応じない一方的な代金決定の禁止は、代金の多寡自体を問題とせず、代金決定に係るプロセスを問題とするためです。
- 一方、公正取引委員会ホームページ「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ20や現行下請法の運用基準において、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、中小受託事業者が「協議を求めた」か否かにかかわらず、買ったときの禁止に違反するおそれがあります。委託事業者としては、中小受託事業者から代金の額の引上げに関する協議を求められていない場合であっても、引き続き、労務費転嫁指針にも記載のとおり、自ら協議の場を設けることが望ましいといえます。

質問 27 取適法の対象取引に特定運送委託（発荷主とトラック運送事業者の間の取引）が追加されましたが、独禁法の物流特殊指定との関係についてご教示下さい。

（回答省庁：公正取引委員会）

（回答）

- 特定運送委託は、事業者が販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することをいいます。取適法の特定運送委託に当たらないもの、例えば保管の委託や純粋な自家使用役務に当たるような運送委託については、引き続き物流特殊指定が適用されることになります。

質問 28 運送委託について、当社が資本金額 10 億円（仮）の元請運送事業者として発荷主から運送を受託し、それを資本金額 1 億円の運送事業者に再委託する場合、発注書の交付が必要であり、また再委託先運送事業者との契約締結も求められているものと認識しておりますが、これらは取適法でも改正貨物自動車運送事業法の双方に同様の規程がございますところ、発注書の交付や契約書締結はどちらが根拠法令となりますでしょうか。

（回答省庁：公正取引委員会）

（回答）

- 質問 25 のとおり、取適法及び貨物自動車運送事業法の両方が根拠法令となりえます。取適法第 4 条、第四条の明示に関する規則により、委託事業者には、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法等）を書面又は電子メール等の電磁的方法による明示が義務付けられています。
- また、貨物自動車運送事業法第 12 条において、荷主とトラック運送事業者は、運送契約を締結するときは、運送の役務の内容及びその対価等の法定事項（取適法 4 条書面に記載した事項を除く。）を記載した書面（当該契約の相手方の承諾を得て、電磁的方法により提供することも可能。）を相互に交付しなければならず、さらに、貨物自動車運送事業法第 24 条において、トラック運送事業者が他のトラック運送事業に運送役務を再委託するときには、運送の役務の内容及びその対価等の法定事項（取適法 4 条書面に記載した事項を除く。）を記載した書面を運送受託者に交付しなければなりません。

質問 29 貨物利用運送事業の資格を保有し倉庫業をしており、荷主から預かった荷物を荷主の依頼を受けて発送する際に運送会社の手配を行っております。このような業務の場合、弊社は運送事業者と定義されて現行の「物品の運送の再委託」及び発荷主と定義されて改正法の「物品の運送の委託」どちらに該当するのでしょうか

（回答省庁：公正取引委員会）

（回答）

- 現行下請法、取適法共に、物品の運送の再委託に該当します。

質問 30 荷主から運送・保管業務を受託している中小物流事業者です。今までは当社から別の運送会社や倉庫会社に再委託する場合にのみ下請法対象となっていました。今後は当社が荷主から運送・保管業務を受託する際も対象となるのでしょうか。
当社は荷主に対して、下請法対象となるため対応していただくよう要請する必要があるのでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

○ 運送の部分が特定運送委託の対象となりますので(運送以外は非該当)、荷主は取適法に則った対応をすることになります。

質問 31 物流業界では委託元(荷主企業)からの「燃料サーチャージ反映拒否」や「一方的な運賃引き下げ要請」が実務上発生しているが、これらは改正下請法の「買ったとき」や「不当な減額」に該当すると理解してよいでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

○ 買ったとき、協議に応じない一方的な代金決定に該当する可能性があります。なお、減額とは発注後に代金を減じることですので、見積りや価格交渉の段階でのやり取りは減額には該当しません。

質問 32 物流会社が委託を受ける際に「付随作業(荷役・梱包・伝票入力など)」を追加で求められるケースがありますが、これを正当な対価なしで強制する行為は下請法上問題となりますでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

○ 不当な経済上の利益の提供要請に該当する可能性があります。下請取引適正化推進講習会テキスト 85 頁に例示が出ています。公正取引委員会ホームページでダウンロードできます。

質問 33 荷主企業が「契約書を交わさない」「曖昧な口頭依頼」のまま業務を進めるケースがありますが、改正下請法における契約書面交付義務との関係はどう整理されるのでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

○ 口頭のみで発注した場合は、発注内容等を明示する義務に抵触しますので、発注書面は必須となります。契約書は必ずしも必須ではありませんが、契約書が必須項目を網羅できている場合は、契約書を発注書面の代わりとすることは可能です。なお、契約書のみでは必須項目が不足している場合は、不足項目を補う書面が別途必要になります。

質問 34 「運送」と「倉庫保管・仕分け作業」が一体で委託される場合、業務内容ごとに下請法の適用範囲はどう判断すべきでしょうか。（回答省庁：公正取引委員会）

（回答）

- 特定運送委託の質問であるとの前提に立ちます。運送・保管仕分けが一体不可分の取引として発注された場合、運送の部分が取適法（特定運送委託）に該当するのであれば、運送・保管仕分け全体として取適法に該当させることになります。

質問 35 燃料費や人件費の高騰が継続している中で、委託元と「協議の場を設けることを拒否される」事例があります。協議拒否は下請法上の違反に当たり得るでしょうか。（回答省庁：公正取引委員会）

（回答）

- 取適法の協議に応じない一方的な代金決定に当たる可能性が考えられます。

<海事局関係について>

質問 36 2026年1月1日施行ということですが、同日の取引から適用開始となりますでしょうか。（回答省庁：公正取引委員会）

（回答）

- 令和8年1月1日以降に発注する取引について取適法の禁止行為等が適用されることになります。例えば、今回の改正により手形による支払が禁止されますが、令和8年1月1日以降に発注する取引について、手形での支払は行えないことになります。

質問 37 下請法に違反する企業に関して、政府からどのように指導を行っているのでしょうか。また、実績と効果についてもご教示下さい。（回答省庁：公正取引委員会）

（回答）

- 下請法違反が認められた企業について、情報提供、抑止効果のため、公正取引委員会ホームページにおいて、勧告を受けた企業名を都度公表しています。また、勧告に至らない指導及びその他について、年に1回件数等を公表しています。

質問 38 「電磁的記録での保存」に関する条件や改正内容をご教示下さい。

(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

- 取適法第7条では、委託事業者は、中小受託事業者に対して製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則に定めるところにより、中小受託事業者の給付、給付の受領、製造委託等代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録を作成し、これを保存しなければならないとされています。
- 記録規則では、書類の作成・保存だけでなく、第2条第3項において、電磁的記録に記録する場合の要件（①訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること、②必要に応じ、電磁的記録に記録された事項を電子計算機の映像面に表示し、及び当該事項を書面に出力することができること、③電子的記録に記録された事項の検索をすることができる機能を有していること）を規定しています。

質問 39 運送作業に関して、取適法にて追加される特定運送委託ですが、元請からみた発注者(顧客)への運送を運送事業者へ委託する取引と認識しています。製造委託や修理委託の各工程の中で発生する運送委託取引について、工程の一環としての運送はそれぞれ製造委託や修理委託に該当するのでしょうか。

(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

- 元請からみた発注者(顧客)への運送を運送事業者に委託する取引が取適法第2条第5項に規定する取引であれば、特定運送委託に該当します。製造や修理の工程の一環として運送することは、通常、特定運送委託における「取引の相手方」に対する運送には該当しないと考えられますが、「取引の相手方」に対する運送に該当するか否かは、取引の実態に応じて個別の事例ごとに判断されます。

質問 40 製造委託の範囲に金型その他、『木型、その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具』が追加されましたが、中小受託事業者が委託事業者からの製造委託品を製造するにあたり、受託品の製造の効率化を図るため、中小受託事業者が自ら発案・創意工夫して準備する型や治具も対象となりますでしょうか。

(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

- 製造委託における「委託」とは、委託事業者が仕様、内容等を指定して依頼することをいいますので、「中小受託事業者自ら発案・創意工夫して準備する型や治具」は対象外と考えられます。

質問 41 保安協会、公益社団法人等との取引は取適法の対象となりえますか。また対象となりうる場合、そういった取引先は資本金の表記がございませんが、どのように対応すればよろしいでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

○ 取適法の「資本金の額又は出資の総額」とは、事業に供される資本としてある程度固定的に把握できるものをいいます。例えば、資本金勘定のない一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、学校法人等の場合、貸借対照表上の指定正味財産等の固定的な財産が「資本金の額又は出資の総額」に該当しますので、指定正味財産等の固定的な財産が取適法の資本金基準に該当すれば委託事業者となり得ます。

質問 42 取適法の対象となる委託業務以外の通常の売買においても、委託業務と同様の義務が課せられるのでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

○ 取適法の適用対象外である通常の売買は、取適法と同様の義務が課せられることはありませんが、取適法の適用対象とならない場合であっても、独占禁止法では適用対象取引を特段限定しておりませんので、同法に基づく規制の適用を受ける可能性がある点には御留意ください。

質問 43 中小受託事業者の都合（納入トラックの便など）で納期より前倒し納入した場合、支払期日は当初の納期及び実際に委託事業者へ納入された日のどちらから 60 日以内となりますでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

○ 原則として納品された時点が受領日となりますが、中小受託事業者の要請に応じてあらかじめ定めた納期より前に納品を受けた物品について、これを仮受領として受け取った場合は、その時点を受領日とせず、納期を受領日としても問題はありません。

質問 44 メーカーが物流子会社(100%)に運送を委託する場合にも改正下請法が適用されま
すでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

○ メーカーが物流子会社(100%)に運送を委託する取引であっても、資本金基準、従業員基準いずれかが該当すれば取適法の適用が除外されるものではありませんが、親会社と当該親会社が総株主の議決権の 50%超を所有する子会社との取引や、同一の親会社がいずれも総株主の議決権の 50%超を所有している子会社間の取引など、実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、従前から、運用上問題としていません。

質問 45 安全を見て多めの発注をされたお客様が発注書に書かれた納期を遅らせるように要求された場合には、どのように対応すればよいでしょうか。

(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

- 取適法に該当する委託事業者、中小受託事業者間において不当な給付内容の変更に該当するかについては、個別の事案ごとに判断されますが、委託事業者の都合で納期が変更されたことにより、中小受託事業者に新たな費用が発生した場合は、委託事業者が当該費用を負担する必要があります。
- 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、納期を延期することにより、中小受託事業者の給付の全部又は一部を発注時に定められた納期に受け取らないことは、受領拒否に該当すると考えられます。

<港湾局関係について>

質問 46 港湾運送事業法で定義される「港湾運送」については、下請法上の政令で定める役務提供委託に該当するのでしょうか。

(回答省庁：国土交通省 港湾局 港湾経済課)

(回答)

- 港湾運送事業法に定義する「港湾運送」は、委託者側にとって再委託に該当する場合は、役務提供委託に含まれる可能性があります。
- 例えば、船社が荷主から海上運送を受託しており、その海上運送の一部である港湾運送を、当該船社が港湾運送事業者に対して委託するような場合は、当該港湾運送の委託は役務提供委託に該当します。
- 一方で、荷主が直接港湾運送事業者に対して港湾運送を委託するような場合は、荷主にとって当該港湾運送の委託は再委託ではないため、役務提供委託には当たりません。
- なお、このような取引は、発荷主からの委託である場合、特定運送委託に該当する可能性があります。

質問 47 特定運送委託は改正下請法の規制対象となりますが、対象は運送の委託のみでしょうか。例えば、運送の受託に加えて、荷積み、保管、通関等の業務を請け負う場合は規制対象でしょうか。

(回答省庁：国土交通省 港湾局 港湾経済課)

(回答)

- 特定運送委託は、運送の委託のみを対象としており、荷積み・保管・通関等の作業の委託は基本的には対象外となります。
- 一方で、運送・荷積み等の作業が、一体不可分の取引として発注された場合、運送の部分が取適法（特定運送委託）に該当するのであれば、運送・荷積み等の作業全体として取適法に該当させることとなります。

質問 48 当社（港湾運送事業者）は委託事業者として、荷主から請け負った港湾運送を、別の港湾運送事業者（中小受託事業者）に対して委託する立場ですが、そもそも発荷主より適正な価格での受注が難しい場合、適正な価格転嫁は難しいと思います。今回の改正では、特定運送委託が追加されたところですが、どこまで発荷主にお願いできるのでしょうか。（回答省庁：国土交通省 港湾局 港湾経済課）

（回答）

- 特定運送委託とは、業として物品の販売等を行う事業者（発荷主）が、運送事業者に対してその物品の販売先等への運送を委託する行為を指し、発荷主及び運送事業者が資本金基準又は従業員基準を満たしている場合には、当該委託行為は取適法の対象となり、発荷主は取適法に規定する義務を負うこととなります。

質問 49 取適法における従業員数のカウントについて、従業員とする判定基準としては、正社員、嘱託職員、契約社員、出向出は含み、派遣社員、出向受、執行役員、取締役、パート及びアルバイトは含まないということでしょうか。

また、直近の事業報告に記載される従業員数や下請事業者（中小受託事業者）との取引が開始される日など、いつの時点での従業員人数を判定するのでしょうか。

（回答省庁：公正取引委員会）

（回答）

- 「常時使用する従業員の数」は、労働基準法において作成が義務付けられている賃金台帳の調製対象となる対象労働者の数によって算定するものとしています。常時使用する従業員には、日雇い労働者は含まれません。具体的には、正社員、契約社員・委嘱社員、パートタイマー・アルバイト、1ヶ月を超えて引き続き使用される日雇い労働者といった方々が対象となります。
- 従業員人数の判定時期については、個々の製造委託等をした時点、つまり、発注時点で判断されます。

質問 50 下請法では、「資本金区分」のみで、親子間取引（親会社から子会社（親会社が子会社の議決権 50%超を有しているもの）への役務提供委託）は下請法適用はありませんでしたが、取適法では、新たに「従業員区分」も加わり、「資本金区分」or「従業員数区分」で適用するかを確認が必要というところ、親子間取引も従業員区分は対象となるのでしょうか。（回答省庁：公正取引委員会）

（回答）

- 親子会社間等の取引においても従業員基準は対象となります。親子会社間等の取引であっても取適法の適用が除外されるものではありませんが、親会社と当該親会社が総株主の議決権の 50%超を所有する子会社との取引や、同一の親会社がいずれも総株主の議決権の 50%超を所有している子会社間の取引など、実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、従前から、運用上問題としていません。

質問 51 弊社は資本金基準・従業員基準で委託事業者に該当しますが、中小受託事業者から手形払いを求められた場合でも、手形払いを辞める必要がありますでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

○ 令和8年1月1日以降に発注する取引について取適法の禁止行為（手形による支払の禁止ほか）が適用されることとなります。当該禁止行為は、たとえ中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の認識がなくても、これらの規定に触れるときには、取適法に違反することとなりますので十分注意が必要です。

質問 52 以前結んだ契約書に振込手数料のことが書いてあるのですが、契約を結び直した方が良いでしょう。合意に関わらず振込手数料は発注側負担ということは、契約書に請負負担と書いてあったとしても発注側が手数料を支払うのであれば契約を結び直すことまではしなくても構わないのでしょうか。結び直しになると印紙を負担いただくのが心苦しいと考えています。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

○ 振込手数料の発注者負担への変更に際し、印紙を要する契約書変更は必要ございません。契約書の形態にもよりますが、一般的には「振込手数料は発注者負担」旨を記載した覚書を追加することで対応可能と思われれます。

質問 53 これまで存在した「物流特殊指定」は、改正下請法施行後も「有効」のままでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

○ 特定運送委託に該当しなかった部分は、引き続き物流特殊指定が適用されます。

質問 54 委託者が振込手数料を差し引くのは違法になりますでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

○ 取適法では、書面合意があっても支払期日に発注金額を満額受け取れない場合は減額と見做されますので、振込手数料の差し引きは認められません。

<航空局関係について>

質問 55 取引先に荷物の破損の保険をかけているのですが、荷物の破損時の代金を支払ってもらえていない分がある状況です。売掛金ではないので1年が時効ということで過去の分を支払ってもらえていないのですが、対象方が何かあればご教示下さい。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

○ 取適法に該当する委託事業者、中小受託事業者間において不当な経済上の利益の提供要請に該当するかについては、個別の事案ごとに判断されますが、取り決めがあるにもかかわらず、荷物破損時（荷主側に瑕疵がない）に代金を支払わない行為は、不当な経済上の利益の提供要請の禁止行為に該当する可能性があります。

質問 56 業務委託契約を締結している甲乙社間の業務ではなく、甲社の契約先である丙社の端末入力業務を協力依頼のもと乙社が無償で実施しています。なお、乙丙社間での業務委託契約はありません。この場合、不当な経済上の利益の提供要請に該当する可能性はあるのでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

○ 取適法に該当する委託事業者、中小受託事業者間において不当な経済上の利益の提供要請に該当するかについては、個別の事案ごとに判断されますが、協力依頼と称して端末入力業務を無償で行わせる行為は、不当な経済上の利益の提供要請に該当する可能性があります。

<観光庁関係について>

質問 57 事業者団体からの多くの不公正取引に関する情報提供、報告・説明等について、ご対応いただけるのか、また可能な場合は、どの部署にどのような形で連絡すればよいのか、お教え願えますでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

○ 公正取引委員会又は中小企業庁のホームページから、情報提供、申告が可能です。それぞれの情報提供、申告のページにおいて、連絡先が記載されています。

質問 58 弊会会員は、委託事業者にあたる旅行会社からの依頼を受け、海外の各種手配業務を行っております。例えば、10/20 出発、14 日間のヨーロッパツアーの手配を弊会会員が受託した場合、多くの旅行会社では全ての手配が完了した日＝ツアーの出発日を「納品日」として取り扱ってくださいます。しかしながら、一部の大手旅行会社の中には、旅行終了日(お客様の帰国日)を「納品日」として取り扱う例があります。その理由は、「現地で予期せぬ追加・変更手配が生じる可能性もあるため」というものです。仮に月末締め翌月払いの契約の場合、弊会会員は、
出発日を納品日とした場合：10/20 出発→10/31 締め→11 月末入金
となりますが、
帰国日を納品日とした場合：10/20 出発・11/02 帰国→11/30 締め→12 月末入金
となり、後者は下請法で定める 60 日を超える支払いとなります。このような取扱いが未だに存在するが故に、弊会会員は大変厳しい経営を強いられておりますが、委託事業者にあたる旅行会社は契約を盾に改善に応じず、また条件を受け入れなければ取引してもらえないという実態も多々あります。このような事案は、下請法違反に該当しないのでしょうか。
(回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

- ツアー手配の納品日(役務完了日)をツアー出発日とするか帰国日とするかですが、ツアーの手配のみの役務の再委託なら出発日が役務完了日、ツアーの引率・ガイド等の役務の再委託なら帰国日が役務完了日と考えられます。役務完了日から 60 日を超えて支払が行われた場合は、支払遅延に該当することになります。

- 質問 59 「従業員数基準」の実務運用については、判断基準は「賃金台帳記載の従業員数（1か月を超えて引き続き使用されない、日々雇い入れられる者を除く。以下同様。）」ですが、賃金台帳は「賃金支払いがあった都度、遅滞なく調製」するものであり確認タイミングは「適宜」ということでしたが、
- (1) 「従業員数基準」の確認は「適宜」であり、「年に1回」では不足と言うご説明があったかと思いますが、正しい運用のために、もう少し具体的に「適宜」のイメージをいただけますでしょうか。
- 方法案1：発注の都度（双方にとって負担が重いですが）
方法案2：毎月、四半期に一度、など定期的に
- (2) 具体的にどのように確認すれば足りるのでしょうか。例えば次のような方法が考えられますが、どのレベルを想定しているのでしょうか。
- 方法案1. 対面・オンライン・電話等での口頭確認（明文化された記録はなくてもかまわない）
方法案2. メールや会議の議事録への記載（＝「記録」レベルでの明文化）
方法案3. 中小受託事業者が発注者に対して発行する請書への記載（＝企業としての正式な意思表示）

（回答省庁：公正取引委員会）

（回答）

- (1) について、発注の都度、毎月1回、年1回など、従業員の数をどの程度の頻度で確認していれば法律上問題にならない、といったものをお示しできるものではありませんので、委託事業者において必要な相手方に対して適宜コミュニケーションを取っていただき、ご確認いただくものと考えています。なお、中小受託事業者の常時使用する従業員数が確認できない場合などにより、中小受託事業者が取適法に該当しないことが判別できない場合には、取適法に準拠してご対応いただくことが望まれます。
- (2) について、確認方法としては、書面又は電子メール等の電磁的方法などの記録に残る方法が望ましいと考えられます。具体的な方法としては、例えば、発注における見積依頼書に「従業員数が300人を超える場合は、以下のチェックボックスにチェックを入れてご返送ください。」等と記載することにより見積書返送時に従業員基準の該当性を確認する、中小受託事業者から提出してもらう見積書の備考欄に「従業員数は300人を超えていない」等の記載を記入してもらうなどの方法が考えられます。

質問 60 「従業員数基準」の実務運用については、判断基準は「賃金台帳記載の従業員数（1か月を超えて引き続き使用されない、日々雇い入れられる者を除く。以下同様。）」ということですが、

- (3) 賃金台帳は「賃金支払いがあった都度、遅滞なく調製」するものであり、賃金支払いタイミングは日払い、週払い、月払いなど様々です。そこで、「従業員数の確認」にあたっては、「確認の時点で最新（直近）の賃金台帳に記載されている従業員数を確認する」ということでよいでしょうか。その際、「●年○月△日の賃金台帳記載従業員数（1か月を超えて引き続き使用されない、日々雇い入れられる者を除く）◇名」といった確認内容でよいでしょうか。
- (4) 「最新（直近）の賃金台帳に記載されている従業員数」を発注者・中小受託事業者で共有するにあたり、発注者は中小受託事業者の賃金台帳そのものを確認することは困難であることをふまえると、事実上、説明責任は中小受託事業者にあるものなのでしょうか。
- (5) 念のため、「賃金台帳に記載されている」ことが前提ですので、派遣社員やフリーランスへの委託等は含まれず、あくまでも「直接の雇用関係にある」ことが前提であるということでしょうか。 (回答省庁：公正取引委員会)

(回答)

- (3)について、例えば、当月（N月）に製造委託等を行う場合、中小受託事業者が、前々月（N-2月）に賃金を支払った労働者の数を、前月（N-1月）末までに賃金台帳を調製した上で把握し、その数を委託事業者に回答したときは、委託事業者はその数を当月（N月）の製造委託等における「常時使用する従業員の数」として取り扱うことができます。
- (4)について、中小受託事業者に従業員数を確認する場合、賃金台帳の閲覧や写しの取得は必須ではありません。委託事業者が中小受託事業者に対して、「常時使用する従業員数」を確認したところ、中小受託事業者から事実と異なる回答を得たことにより、取適法対象外と誤認し、委託事業者が取適法に違反することとなった場合、委託事業者による取適法違反行為については是正する必要があるため発注者に対して必要に応じて指導及び助言することはありますが、直ちには勧告を行うものではありません。
- (5)について、御理解のとおり、賃金台帳に記載されている直接的な雇用関係が前提となります。